

広告掲載等業務委託契約書

医療法人社団博雅会（以下「甲」という。）と、下記署名欄記載の薬局運営者（法人又は個人事業主を含み、以下「乙」という。）は、甲が提供する自由診療サービス「こども歯ならびラボ／はぐくみ矯正」に関する広告物の設置・配布等について、次のとおり広告掲載等業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、乙が運営する薬局その他甲乙が合意した店舗（以下「対象店舗」という。）において、甲が承認した広告物を設置・配布し、保護者に対して甲の公式 LINE への友だち追加を適切に案内することにより、甲のサービスの認知向上を図ることを目的とする。

本契約の対象は自由診療サービス「はぐくみ矯正」に関する広告協力に限り、保険診療、処方箋の発行、調剤先の選択その他の保険医療・保険調剤への誘導を対象としない。

第2条（対象店舗）

対象店舗は、別紙1「対象店舗一覧」に記載する店舗とする。乙が法人として複数店舗を運営する場合は、別紙1に店舗を追加することにより本契約を適用することができる。

乙が単一店舗を運営する個人事業主等である場合も、契約当事者は当該店舗の運営者とし、店舗名を別紙1に記載する。

第3条（乙の業務）

乙は、対象店舗において、甲から提供されたパンフレット、POP、ポスター、専用 QR コードその他の広告物（以下総称して「広告物」という。）について、次の業務を行う。

- (1) 店内の適切な場所への広告物の設置又は掲示
- (2) 希望する来店者への広告物の配布
- (3) 3歳から10歳頃の子どもを持つ保護者等に対し、甲の承認した範囲内で「子どもの歯ならびやお口について相談できる公式 LINE がある旨」を簡潔に案内し、公式 LINE の友だち追加を案内すること
- (4) 広告物の在庫が少なくなった場合に甲へ連絡すること

乙は、積極的な声掛けを行わず、広告物を設置又は掲示するのみの運用とすることもできる。乙に配布数、声掛け数その他のノルマは課さない。

第4条（説明行為等の制限）

乙及び乙の従業員は、甲が事前に承認した広告物及び案内文の範囲を超えて、診断、治療の必要性の判断、治療効果の保証、治療方法の推奨、他院との比較その他の医学的説明を行ってはならない。

乙は、来店者から医療内容、適応、費用、治療期間、リスク等について質問を受けた場合、甲の公式 LINE へ案内し、乙自身が回答しないものとする。

乙は、来店者に対して予約又は契約を強要してはならず、甲に代わって診療契約を締結し、又は予約・契約の媒介を行う権限を有しない。

乙は、甲の事前の書面又は電磁的方法による承認なく、本件に関する独自のチラシ、SNS 投稿、広告文その他の表示を作成又は公開してはならない。

第5条（広告物の費用・管理・補充）

広告物の制作費、印刷費及び対象店舗への送料は甲が負担する。

広告物の初回提供部数及び補充部数は、対象店舗の規模、配布状況、流入状況その他の事情を踏まえ、甲が決定する。乙から補充の連絡があった場合であっても、甲は広告効果等を踏まえて補充を行わないことができる。

乙は、広告物の設置、保管、配布、廃棄、紛失又は在庫数そのものを理由として、甲に対し固定報酬、管理料、損失補償その他の金員を請求することができない。

甲は、広告物の配布数に比して成果が認められない場合その他継続が適当でないと合理的に判断した場合、広告物の追加提供を停止し、又は第15条に従い本契約を終了することができる。

第6条（専用 URL・QR コード及び流入計測）

甲は、甲が使用するオンライン診療システム等を利用し、原則として対象店舗ごとに専用の流入経路 URL 又は QR コードを設定する。乙は、甲から専用 QR コード、QR シール又は専用 POP 等が提供された場合、実際に掲示・配布する広告物について当該専用 QR コードを優先して使用する。

既存のパンフレット等に共通 QR コードが印刷済みである場合、甲は必要に応じて専用 QR コードのシール貼付、専用 POP の併置その他の方法を指定することができる。

専用 URL・QR コードによる計測結果は、LINE 友だち追加、オンライン相談予約及び成果契約その他の流入状況を確認するために利用する。

第7条（成果契約の定義及び帰属）

本契約における「成果契約」とは、次の各号をすべて満たすものをいう。

- (1) 甲の「はぐくみ矯正」を新たに契約した者であること
- (2) 契約者について初回の所定決済が完了していること
- (3) オンライン診療システム上の対象店舗専用流入経路その他の客観的な記録により、当該対象店舗の広告物又は案内をきっかけとした流入であることを甲が確認できること
- (4) 契約日から 30 日を経過するまでに、甲の返金制度その他に基づく契約解消又は返金の対象となっていないこと

兄弟その他複数名が同時期に契約した場合であっても、契約者 1 名につき 1 件の成果契約として算定する。

同一人について複数の対象店舗専用流入経路が記録された場合は、原則として最初に記録された本契約用の対象店舗を成果帰属先とする。ただし、オンライン診療システム上の記録だけでは適切な判定ができない場合は、問診、本人申告その他の客観的資料を踏まえ甲が合理的に判定する。

既に甲のサービスを契約済みの者は成果契約に含まない。既に LINE 登録済みで未契約の者については、対象店舗の広告又は案内が契約の契機となったことを甲が客観的に確認できる場合に限り、成果契約に含めることができる。

第8条（成果報酬）

甲は乙に対し、成果契約1名につき金10,000円（消費税及び地方消費税込み）を成果報酬として支払う。兄弟割引その他の割引が適用された場合であっても、契約者1名につき金10,000円（税込）とする。

成果報酬は、広告物の設置、配布、LINE 友だち追加又はオンライン相談の実施のみでは発生せず、第7条の成果契約が成立した場合にのみ発生する。

成果契約は、第7条第1項第4号の30日経過時点をもって確定する。

第9条（集計・報告及び支払）

甲は、成果契約の確定日の属する月の翌月10日までを目安に、乙に対し、対象店舗ごとのLINE 友だち追加数、オンライン相談数、成果契約数及び成果報酬額を、個人を特定できない集計情報として報告する。

乙は、甲からの報告内容に合理的な疑義がある場合、個人情報及び診療情報を除く範囲で確認を求めることができる。甲は必要に応じ、オンライン診療システム上の集計画面その他の合理的な確認資料を提示する。

乙は、甲から報告された成果報酬額に基づき、甲が求める場合は請求書を発行する。甲は、報告日の属する月の末日までに乙の指定口座へ振り込む。振込手数料は甲の負担とする。

乙が適格請求書発行事業者である場合は、登録番号その他法令上必要な事項を甲へ通知する。乙の課税区分にかかわらず、本条の成果報酬額は1名につき10,000円（税込）を上限とし、別途消費税相当額を加算しない。

第10条（広告表現及び法令遵守）

甲は、乙に提供する広告物の医療内容及び広告表現について、甲の責任において確認する。乙は、甲が承認した広告物及び案内文を改変せず使用する。

甲乙は、医療法、医療広告に関する法令・指針、景品表示法、個人情報保護法、薬機法その他本件に適用される法令等を遵守する。

行政機関その他の権限ある機関から、本契約の運用、成果報酬又は広告方法について照会、指導、是正要請その他の指摘があった場合、甲乙は直ちに当該施策を停止し、必要に応じて契約内容を協議・変更し、又は本契約を終了することができる。

第11条（個人情報及び診療情報）

乙は、本件の案内のために来店者の氏名、連絡先、病歴、歯科情報その他の個人情報又は要配慮個人情報を取得し、甲へ提供してはならない。来店者が詳細確認又は相談を希望する場合は、本人に専用QRコード等から甲の公式LINEを友だち追加してもらい、甲へ直接連絡させるものとする。

甲は、乙に対する月次報告において患者又は保護者を特定できる情報を開示しない。

第12条（秘密保持）

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他一切の非公知情報を、本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。ただし、法令に基づく開示その他相手方が事前に承諾した場合を除く。

本条の義務は、本契約終了後も存続する。

第13条（再委託・権利義務の譲渡）

乙は、甲の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、本契約上の業務を第三者に再委託し、又は本契約上の地位若しくは権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第14条（非独占）

本契約は独占契約ではない。甲は他の薬局、施設、媒体その他の第三者と同種の契約又は広告施策を行うことができ、乙も甲との契約に支障のない範囲で他の事業者の広告物を取り扱うことができる。

第15条（契約期間及び終了）

本契約の有効期間は契約締結日から期間の定めなく継続する。

甲又は乙は、相手方に対し7日前までに書面又は電磁的方法で通知することにより、理由を問わず本契約の全部又は一部（特定店舗のみを含む。）を終了することができる。

甲は、広告効果が乏しいと合理的に判断した場合、広告物の取扱いが不適切である場合、乙が承認外の医療説明・広告を行った場合、法令違反又は信用毀損のおそれがある場合その他本契約の継続が適切でないと判断する合理的な理由がある場合、広告物の追加提供又は施策を直ちに停止することができる。重大な違反がある場合は、催告なく本契約を解除できる。

第16条（契約終了時の処理）

本契約終了時、乙は甲の指示に従い、未使用の広告物の掲示・配布を停止し、返送又は廃棄する。返送を求める場合の送料は甲が負担する。

本契約終了前に発生し、終了後に第7条の要件を満たして成果契約として確定したものについては、甲は第8条及び第9条に従い成果報酬を支払う。

第17条（損害賠償）

甲又は乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該当事者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に生じた通常かつ直接の損害を賠償する責任を負う。

乙が甲の承認外の説明、広告、表示又は個人情報の取扱いを行ったことにより生じた損害については、乙がその責任を負う。

第18条（反社会的勢力の排除）

甲乙は、自己及び自己の役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力に該当せず、またこれらと関係を有しないことを表明し保証する。相手方がこれに違反した場合、何らの催告を要せず本契約を解除できる。

第19条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議して解決する。

第20条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。ただし、電子契約その他の電磁的方法により締結する場合は、この限りでない。

契約締結日： 年 月 日

甲	乙（薬局運営者）
所在地：〒197-0801 東京都あきる野市菅生 116	所在地：〒 法人名・屋号：
名称：医療法人社団博雅会	代表者・事業主：印
代表者：印	連絡先：

適格請求書発行事業者登録番号（該当する場合）：

別紙1 対象店舗一覧

※法人契約で複数店舗を対象とする場合は店舗ごとに記載してください。単一店舗の場合も1行記載します。

No.	店舗名	所在地	オンライン診療システム流入経路名／店舗コード	運用開始日

別紙2 薬局スタッフ向け案内ルール

【案内例】

「3～10歳頃のお子さま向けに、歯ならびやお口について相談できる公式LINEがあります。ご興味があれば、こちらから友だち追加してください。」

【してよいこと】

- ・パンフレット・POPの設置、掲示、配布
- ・上記案内例と同程度の簡潔な声掛け
- ・詳しい内容を聞かれた場合に「QRから公式LINEを友だち追加し、歯科医師へ直接ご相談ください」と案内すること

【しないこと】

- ・「矯正が必要です」等の診断・治療判断
- ・「必ず治る」「通院不要」等の断定や効果保証
- ・独自の費用・治療期間・リスク説明

- ・ 他院や他の治療法との比較・優劣の説明
- ・ 患者・保護者の氏名、連絡先、症状等を薬局で聞き取り甲へ送ること
- ・ 甲の承認のない SNS 投稿、チラシ改変、独自広告

別紙3 月次報告イメージ

店舗名	LINE 友だち 追加	オンライン相談	成果契約	成果報酬	備考

※患者・保護者の氏名その他の個人情報・診療情報は薬局側へ開示しません。